旧型式の消火器は

2020年7月20日 2020年 2

になります

2021年12月31日までに交換が必要です

●新たに表示が義務づけられた事項 【住宅用以外の消火器について)

新規格の住宅用以外の消火器表示例



①蓄圧式、加圧式の区別

蓄圧式▋加圧式

②住宅用消火器でないこと

業務用消火器

ご家庭には住宅用消火器を設置して下さい。

- ③使用上のご注意
- ◎使用時の安全な取扱に関する事項
- ◎維持管理上の適切な設置場所に関する事項
- ◎点検に関する事項
- ◎廃棄時の連絡先および安全な取扱 に関する事項
- ④消火器が適応する火災の絵表示等 を図示(国際規格に準じたもの)
- ⑤標準的使用条件下で使用した場合 安全上支障なく使用できるとして 設計上設定される、標準的な期間 または期限

●※型式失効とは・・・

法律や規則などの改正により既に型式承認を受けた 機器等が新しい規格に適合しなくなり、型式承認の 効力を失うことをいいます。

これにより、型式失効となった消火器の設置は認められなくなるため、新しい規格のものに交換が必要となります。

設計標準使用期限

2025 年まで

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経 年劣化によるけが等の事故に至るおそれがあります。

お問い合わせ先

鹿角広域行政組合消防署 予 防 班 0186-23-4975

鹿角広域行政組合消防署 十和田分署 0186-35-2006

鹿角広域行政組合消防署 小坂分署

0186-29-2119